

第四回（平成二十六年八月二十一日）

「憲法九条は日本の安全を保障するか」

遠藤 乾

司会 公開講座「なぜ憲法改正なのか？」の第四回を開講いたします。本日のテーマは、「憲法九条は日本の安全を保障するか」となります。講師であります遠藤乾先生はオックスフォード大学で政治学博士を取得された後、北海道大学法学部助手、講師、助教授を経て、平成十八年に本学大学院法学研究科・公共政策学連携研究部教授に就任され、現在に至っております。研究テ-

マといたしましたは国際政治、欧州政治等が挙げられ、主な著作には、今年度第十五回読売・吉野作造賞を受賞した『統合の終焉——EUの実像と論理』（岩波書店）等がございます。それでは、遠藤先生、よろしくお願いいたします。

遠藤 皆さん、こんばんは。遠藤でございます。今日は二時間にわたって、ちょっと今までと違うアングルから憲法改正についてお話をしたいというふうに考えております。

本題に入る前に少し寄り道をしながら行きたいと思うんですけども、実は今日の北海道新聞で、この憲法改正のテーマで「北大の公開講座、札幌市教育委員会後援を断る」と。ご覧になつた方もいるんじゃないかと思いますが、私と、それから先日ここでお話された鈴木賢先生が何とインタビューを引用される形で「けしからん」という、そういう記事が出ておりました。

皆さんご存知の通り、最近こういう公開講座とかシンポジウムというか、そういうワークショップみたいなことをすると、地方自治体あるいは国が後援を断るといふ現象があるのです。千葉市に至っては、意見が分かれる平和問題については後援しないという内規をおつくりになったという。

これは二つありまして、札幌市の場合は典型なんですけれども、もしかして関係者の方がいらっ

しやるかもしれませんが、一つは教育委員会の低いレベル、係長とかその辺のレベルで付度しちゃうんですね。「これは進めていくと、何か問題が起きそうだ」。市議会あたりで——最近とんでもない市議がいますけれども——変な攻撃が来て、対処すべき案件が増えると。「じゃ、この際、もうテーブルの下にしまっちゃおう、ないことにしましょう、後援はなし」。そういうやつですね。

そういうある種の「下からの付度圧力」みたいなものと、それからもう一つは、札幌市の場合、上田市長という、ある種リベラルな首長を抱えているわけで、私自身も政治的には何の違和感もない人なんですけれども、彼の場合、自分が護憲派であつて頑張つていて「戦っているんだ」と。「お前も戦え。だから市民団体よ、市民よ、自分も戦え、甘えているんじゃない、札幌市の後援なんかじゃない」。そういう高いレベルからのお話が加わつて、後援なしということにしちゃうんですね。

先ほど帰っちゃいましたけど、北海道新聞の記者の方がいらつしやつて、どういうふうにと考えたらいいかと長い時間インタビューされました。一つには、市民向けの公開講座ですから、自分たちでやればいいじゃないかと。これは一つの考えです。すごく率直に言うと、北大あたりだと一つの権威だから、こういう公開講座をやるのは別に札幌市の後援はいらないんですよ。まるでいらぬ。それ自体が勝手にやればいいだけの話です。

ただし、ちよつと根は深く、我々は別にいらないうんだけれども、例えば自由学校「遊」とか小さい団体があったりするんですね。ああいう小さい市民団体が何か行動を起こそうとすると、いろいろな障害に当たるわけです。例えば会場を借りるのにお金が掛かるとか、宣伝するのに自分たちでマンパワーが足りないとかいろいろな問題があるんですね。そういう団体は市役所の支援を必要としている。

そういうものを十把ひとからげに全部、「お前ら、甘えているんじゃない」と、「俺は戦っているんだ」というような形でカットしてしまうと、そういう小さい団体が実はしぼんでいつちやうんですね。私はそつちを危惧していて、「これはやつぱりけしからん」というふう結論を自分で導きまして、そのインタビューを受けて、きつちり文句を言うようにしたら、一番口汚いところが引用されて（笑）、これはまさに徳のなさが表れているんですけれども。「おれは戦っているんだという護憲派市長のもとで、結果として、憲法をめぐる公論がやせ細り、市民運動の後押しもなくなっていく」。確かにこんなことを言ったんですね。

もう僕は一度もお会いしたことはない市長ですけど、たぶん会っても目も合わせてくれないんじゃないかと思いますが、そういう個人的なことは別にしても、やつぱり憲法というのは我々の国の形を決めるようなお話なので、これはインタビューでもはっきり言ったんですけれども、後

援は改憲派にしてもいいわけですよ。会場は改憲派の人に貸してもいい。護憲派の人、両方に貸す。実際に「かでる」(※北海道立道民活動センター「かでる2.7」)なんかはそういうふうに使っていますね。

「公共」というものは、そういうふうに使われるべき話であつて、もうちよつと突つ込んで言うと、行政的なある種の後押しと、それから市民の自発的な動きというのが合作で「パブリック」、つまり「一緒になつてつくる」ものはず。私が一番病的だと思つるのは、市役所が、「何が正しくて、何をはじめてよくて」という判断基準を自分たちで握れてしまう。「俺らが中立だ。その中立から外れたやつは、自分ではじめてよい」と、そういう判断を勝手にしてしまう。このことの怖さですね。

本当はそんな判断はできないはずですよ。市役所がどんなに偉くたつて本当はできないはずで、それは例外がありますよ。例えばヘイトスピーチのような団体。暴力の自由というのはないので、人を抑圧していい自由というのはない。そういうことを公然と言うような団体に公共の施設を貸すべきではない。だけれども、ある一定の枠内で、改憲だろうが護憲であろうが、それは本当は議論のテーブルの上に全部載せるべきで、それを自分たちが前もつて判断して、公論をやらせ細らせるようなことというのは、市役所としてしてはいけないんじゃないかというふうには私には考えています。役人というのは元来、公僕 (public servant) なのですから。

いきなり寄り道からやりましたけれども、今回の公開講座は、何年も後援を得ていたにもかかわらず、憲法問題をやるに当たって、後援が急に止まった。このことの問題というのは、きつと考えなきゃいけないのかなと考えている次第です。

たまたま私は今年から法政大学の杉田敦さんと一緒に東京書籍の『政治・経済』という高校の教科書の編纂を担当することになって、ちらちら見ていたんですけども、憲法のところを見ると、当たり前のように、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、これを三大基本原理としている。

(この講座は)今まで三回やっていて、今日は最終回。そこでその最後の基本原理の「平和主義」のところですね。すでに基本的人権とか立憲主義とか国民主権についてはおやりになったんじゃないかと思うんですけども、今日は平和主義をどう考えていったらいいのかというところに重点を置いて話したいというふうに思っているわけであります。

だんだん本題に近づいていくんですけども、ちょうど今、やっている仕事は何かというと、日本の安全保障について、全八巻のシリーズを編んでいるんですね。これは画期的なシリーズで、私と私の兄貴分みたいな遠藤誠治という人が代表をやって、全八人で、昔、北大にいた川島真さんとか、鈴木一人さんという、今、ニューヨークで国連のイラン制裁委員会のパネリストをやっている同僚ですけども、あるいは憲法の水島朝穂さんとか、朝鮮半島の木宮正史さんとか、沖

縄についての島袋純さんとか、国際法の阿部浩己さん、そういう人たちと一緒に岩波書店が初めて「安全保障」という枕詞でシリーズ八巻本を編んだ（※『シリーズ日本の安全保障』全八巻 岩波書店）。編んだといってもまだ終わっていないくて、今、必死になつて原稿を書いているんですけれども、秋口から八巻、月に一卷ずつ出ていきます。

これはどういう意味で画期的かというところ、ここにも何となく感覚がある方がいらつしやるんじゃないかと思いますが、「安全保障」という言葉つて、例えば冷戦時代は右翼が使っていたわけですね。岩波というのはご存知の通りリベラル左派の出版社で、岩波はずつと平和、平和と言ってきたんですね。ところが、今、何かすごくねじれがあつて、安倍さんが「平和」と言うようになった。「積極的平和主義」ですね。あれは何回聞いてもよく分からないんですけれども、積極的に平和が追求されるらしいです。その辺とやや交錯する形で、リベラル左派の党も「安全保障」というのを考えざるを得なくなつて、やや交錯した状況になつてはいるわけですが。現在、これに没頭しているのに近いのですが、八巻九十一論文の執筆者を決めたり、今はその原稿の取り立てをしながら、自分でもひいひい言いながら書いてはいるという状況です。今日は、ある種そのさわりのところを含めてお話をしたいというふうに考えてはいるわけでありまして。

今日のメニュー

メニューとしましては、何を今日したいかというところ、この憲法改正の問題というのを今までは例えば憲法の方、比較法の方、あるいは政治学の方がそれについてお話をしたんだと思うのですが、私の専門である国際政治、それから安全保障という観点から問い直してみたいということがあります。

その中で、憲法改正というのは本当にいろいろなテーマや争点があり得ますので、ここでは九条というものに絞って、そこに焦点を当てて話していきたいということがあります。

ここに焦点を絞る。その最大の理由は、この九条というものが、こと国際政治、安全保障、平和という観点から考えたときに、「大文字の憲法問題」だからです。これは言うまでもなく、戦後、日本の平和主義の根幹をなした、我々の国の形と

「9条は日本の安全を保障するか」
北大高専研究協議会
2014年8月21日（水）18時30分～
登壇者 長（北大法学部）
<http://mshkon.hokudai.ac.jp>

はじまり—問題の所在と今日の構成
 ■ 憲法改正問題と国際政治、安全保障の観点から問い直す
 ■ 9条—大文字の憲法問題、そこに焦点
 ■ 9条の目的「備守」や、逆に「付与」憲法制定意図の再検討が目的でない
 ■ 9条の目的がなくなると国際政治の観点から見た日本の安全保障は、とって持て成れぬ再検討
 ■ 来るべき憲法改正議論における見守りのタネ提供

1. 近年の国際安全保障環境の変化
 ■ パラダイムシフト
 □ 中国の興隆
 □ 米国の北進低下
 □ 北極圏安全保障問題の再興
 □ 東土、東欧、勢力均衡、韓ミサイル等
 ■ 歴史認識問題の顕在化
 □ 日露、日中関係、独逸労働 <イ> 東土/歴史
 ■ 日本の「専守防衛」化
 □ 東海航行（E2、経路商品再検討）
 □ 東海航行妨害（E2、武器輸出解禁、排他的自衛権）

補）「安全保障」いろいろ—専守防衛と安全保障から「人間の安全保障」まで
 ■ 東海航行の安全保障
 ■ 東土/東欧、日露、韓の発展を促すのが重要だが、ハードな軍事安全保障とは異なる問題群
 ■ 東土/東欧、日露、韓、東土、東欧、日露、韓、東土、東欧、日露、韓など

当日配布資料（レジュメ）
クリックでPDFが表示されます。

いうものを根本から規定していた条項であります。当然、憲法改正というふうに声高に言う人たちからすると、これがザ・ターゲットになっているわけですね。そういうことも念頭に置きながら、ここに焦点を置きたいということがあります。

そうは言いながら、今日のお話の眼目がどこにあるのかというのと、「やっぱり九条は大事だ」というので、そこにしがみつくような、ある種、強い言葉を使うと「盲目的な墨守」、それが目的ではないのです。むしろそこに憲法が憲法（条項）として「書いてあるからそれを守る」という考え方は、私は思考停止の元だというふうに考えております。

「何でこの九条というのが大事なのか」、「どういう意味を持っているのか」というのを地頭で考えるという力の方が、「そこに書いてあるから守る」というよりも、地頭で考えて、それがあつる大事な機能を持っているんだというふうに自分なりに結論付けられて初めて、価値が分かるし、出てくるのだろうというふうに思うわけであります。

逆に、「この九条というのは異常で、自主的につくつたものでもないし、占領時にアメリカに押し付けられたものであるし」という類の「自主憲法制定を賛美する」、そういうお話でもありません。そういうこの両方の方々がいるんだと思うんですけども、賛否それ自体がこのお話の眼目でございせん。

ちなみに言いますと、「九条の盲目的な墨守」というのが、ある種、「戦前の体制の盲目的な支持」と鏡映しであるのと同時に、自主憲法制定というのを叫ぶ人たちというのは、この日本国憲法というのを曲がりなりにも七十年近く守ってきた自主的な歴史を見ていない。例えば一九六〇年代とか一九七〇年代とか、その世代の方がここにたくさんいるんだと思うんですけども、安保改悪反対とか言いながら、デモなどを含めて、その憲法の価値みたいなものを自分たちのものにしてきた歴史があるわけでありまして、そこには十分自主性もあるわけですね。

後にも言いますが、実は九条にも安保にも、両方ともに大多数の国民の支持があったりするのが不思議なところなんです。ここではいわずれにしても、「九条賛成」、「九条改正」ということを言うためにここに立っているのではないということでもあります。じゃあ、何を今日ほしいのかというと、「九条が成り立っている国際政治的な構造」ですね。それから、それが「日本の安全保障にとって持つ意味」を再検討したいという、それが今日の私の目的であります。

もうちょっと言うと、政治勢力の配置からすると、憲法改正議論というのはたぶんこれから強まってくるのでしよう。そこに当たって、自分なりに考える力、思考の種みたいなものを提供できればというのが私のひそかな願いなわけでありませう。

前置きが長くなりましたけれども、構成としては、最初は比較的客観的に日本の国家安全保障

環境をめぐる変化です。これについて概説したいと思います。その後、お手元のレジュメに沿って、最近の変化から入るんですけども、じゃあ、戦後日本というのはどういう構造の下で日本の国家安全保障を図ってきたのかという話をその次にしたいと思います。

歴史的なレビューになるのかと思いますが、その先に、そもそも国家安全保障というのはどういうやり方でなし得るのかという原理的な話をご紹介して、再び振り返って、じゃあ、日本というのはどういう国家安全保障をなしてきたのかというところにもう一回戻って、最終的に九条と今後の日本について、ややオープンエンドというか、あまり結論を押し付けられないような形では思っているんですけども、ある一定のクリアなメッセージを出したいというふうに思っております。

近年の国家安全保障環境の変化

まずここで、最近、一体どういう変化があるのか、あるいはあると言われているのかというお話。じつは昨日まで中国、その前はアメリカにいたのですが、向こうの知日派の国際政治学者の人も言っていましたけど、「日本人は最近、中国のことばかり」。中国オブセッションというんですかね。「中国、中国、中国という感じの頭になっちゃっているんじゃないの」。

まあ、確かに尖閣とか暴動とか、あるいはGDPで向こうが抜いたとか、あらゆることが中国に引き付けられて。そうでなかったら、韓国に引き付けるんですね。週刊誌もどっちかに引き付けられ売れるみたいな、そういう話ですよ。それは別に日本人の頭の中だけの想像でもなさそうでありまして、中国というのが、富とか力とか、そういったいろいろな指標で力を増してきているというのは間違いないことなのだろうと思うわけがあります。

非常に大きな転機がたぶん二〇〇八年のリーマンショックのころなのでしょう。あのころ、中国はやや独り勝ちのような形になって、世界経済におけるプレゼンスというのでしょうか、比重みたいなものが飛躍的に高まって、彼ら自身の自信もすごく大きなものになっていった。

ちょうど北京オリンピックがそのころですよ。一流国、大国意識みたいなものが出てきて、その後、二〇一一年に日本の経済規模を抜いています。いまやもう二倍くらいになっていくんじゃないでしょうか。日本が比較的停滞しているのに対して、向こうの伸び方というのは段違いですね。経済規模としては非常にあつという間に抜き去っていったというような感じですよ。

平和的に規模がでかくなるというのはいいんですけれども、ご存知の通り、南シナ海でござたごたしてみたり、尖閣近辺での領海、領空侵入などを繰り返し返していたりするわけがあります。これいろいろな意味で非常に効いてきている。もしかしたら、最後に話そうと思っている日本の「普

通の国」化のところにも最も響くテーマじゃないかなということですよ。

この中国の興隆というのが起きていても、中国が多少乱暴になっても、アメリカがしつかりしていれば、「まあ、いいか」ということにもなり得るんですけども、アメリカ自身が相対的な意味で比重を低下させている。これが二つ組み合わさって、いろいろな変化の引き金を引いているということがあるわけです。

もちろん、比重というのはどうやって測るんだという話はあるんですね。というのも、いろいろな指標を取ると、アメリカってやっぱりいまだに最強、最重要、最大の国だったりする。軍事費なんかは典型です。直下の八カ国以上を合わせてもかなわないくらいの軍事費を使っていたりするわけでありまして、F35みたいな戦闘機に匹敵するものを造っている国というのは、今のところ、ないわけです。

しかも最近だと、シェールガスが取れるようになって、ものすごく安いエネルギー源を手にしたアメリカが、例えば化学工業などの製造業で実際にちよつと復活しているところがあるので。ですから、「アメリカの比重が低下した」というのは、言い過ぎるとたぶん間違いだと思いますが、それにもかかわらずちよつと思ひ出してください。二十一世紀の初頭に、多くの日本人を含め、世界中の人が気にしていたことというのは、アメリカの一極集中、一極支配というやつ

でしたよね。冷戦に自分たちで勝っちゃって、経済も非常に好調。ネオコンみたいなものが跋扈して、最終的には、イラク侵攻にまで行き着くわけです。いまだにその代償を払っているところもありますけれども、その前に起きているのは九・一一ですね。アメリカというのは二十世紀の歴史を通じて、ヨーロッパなどが典型ですけど、どこかほかに困っている国がいるところに、自分たちが助けに行くという構図だったわけじゃないですか。九・一一というのは違う。自分たちの国の中枢がアタックされて、ほかの国に助けられるような、そんな構図になった。

ずいぶん違う話ですが、ハリケーン・カトリーナって覚えていますか。ブッシュ政権時代ですけども、堤未果さんの『貧困大国アメリカ』（岩波新書）というベストセラーがありますけれども、社会的な弱者というのがまるで放置されているアメリカをあらわにしてみました。とても社会経済的なモデルというふうに仰ぎ見られるようなアメリカじゃなくなっているという現状ですね。それをハリケーンが明らかにしちゃった。最後、リーマンショックなどは典型ですね。経済的にバブルでブイブイ言わせていたアメリカというのが、経済モデルとしても、ろくでもないじゃないかと。結局、三重苦みたいな「九・一一」、「ハリケーン・カトリーナ」、「リーマンショック」ですね。だから二十一世紀のアメリカというのは、帝国イメージが跋扈するのと同時に、相今までと違う絵柄を見せてきたのだらうと思うわけです。

それにもかかわらず最強なんだけど、比較相対的に言うとか、帝国というふうに言われたアメリカというのは、もはやそこにはなくて、その傾向はオバマ大統領になってからも顕著でありまして、オバマさんが引退した後もある程度制約すると思われる、例えば財政的な制約とかそういうものは残るだろう。

そうすると、対外的にシリアで尻込みをし、ウクライナで大したことができず、今回はイラクを少し空爆しましたけれども、基本的に外の紛争に対して、あまり出ていきながらいない。二〇〇三年のイラク侵攻の後、介入疲れをしちゃっているわけです。そういう文脈の中で中国が興隆している。この二つがセットになって、この二つの間にいるのが日本ですから、これが非常に大きく効いてきているのだろうということでございます。

もう一つ、これに絡むんですけれども、伝統的な安全保障問題がぐっと再興してきている。領土問題などは典型ですね。その中で、お互いに疑心暗鬼になって、今日のニュースでもありませんが、次年度の概算要求段階で、おそらく防衛費は史上最大のものになるだろうというわけでありまして、それも中国の軍拡からすると微々たるものだったりする。ここ何年ですか、十五二十年くらいですか、経済成長を上回るスピードで中国が軍拡をしているわけで、これはある種のハレーションをもたらすのはしょうがないところだろうということでありまして。

北に目をやれば、核兵器とその運搬手段というのを着々と開発しているわけでありまして、それに対して、できるだけアメリカと引っ付いて、中国、北朝鮮を取り囲むような国々と仲良くして、勢力均衡を図ろうと。非常に伝統的な安全保障のテーマがてんこ盛りという形になっているわけです。

もう一つ言うとなると、歴史問題の激化でしょうか。安倍さんは靖国に行かれましたけど、それがもたらしたハレーションというのは全世界的なものだった。アメリカからの反発を含めてのものだったんですね。慰安婦、あるいは強制労働の問題。こういった問題が消えないんですね。慰安婦なんかについては解決する気があるのかとちよつとまだよく分からないです。

次に来るのが、もう来つつあるという気もしますけれども、植民地日本時代の強制労働についてどういうふうに考えていくのか。それは慰安婦の問題を解決したところでまだ残る問題かもしれません。

ちなみに、日本人は竹島について、領土上の問題があると思っていますんですね。韓国に行くと、竹島、独島の問題というのは歴史問題ですね。中国も多かれ少なかれ、そういうところがある。つまり我々にとっては領土の問題であって歴史と切り分けて考えたかつたりするんですけれども、彼らにとっては植民地日本みたいなものが拡大していく、帝国日本が拡大していく中で、言

い方もひどいですけど、「かすめ取られた歴史」、そういうものとして見えていて、その領土問題について妥協しないというのは、「歴史的な反省が足りない」という。歴史問題なんですね。そういう違いにも注意が必要だと思います。

こういう問題に囲われて、じゃあ、日本はどうかというと、どんどん「普通の国」化していくのでしょうか。「普通の国」というのはどういう意味かというと、一つには謝罪疲れというんですか。戦後七十年くらいがたつて、「すみません、すみません」というのはもう嫌」という、「もう土下座外交は嫌」みたいな雰囲気ですね。

私は後でちよつと違う問い方をしますが、雰囲気としてはそういうのが広がっているんです。そういう雰囲気ベースに、「まだ謝れと言うのか」みたいな、そういう政治勢力がだんだん強くなっている。そういうものに後押しされながら、この間、一体何の意義があつたかさっぱり分かりませんが、河野談話の再検証をするわけです。

あれは本当はたぶん「韓国よ、あの談話を作るときにはお前もかんでいただろう」と、「お前も共犯だろう」と、「何で後になつて批判するのか」という怒りみたいなものがこの再検証に向かわせたんだと思うんですけども、ともあれ、そういう「もう謝りたくない」みたいなオーラが日本から出ているわけですね。

もう謝らない「普通の国」に戻りたい。その意味で言うと、「普通の国」という尺度で考えると、一番大きいのは、軍事的な制約なんです。これはいまだにそうです。最近、基本的に撤廃してしまいましたけれども、武器輸出などについては、一応歯止めをかけたと言っているんですけど、どういう歯止めなのかまだ理解がしにくいところがあるんですが、いままでであった武器輸出の原則などは撤廃してしまつた。

その中でも一番でかいのが集団的自衛権ですね。これは個別的自衛権のところ、他国の戦争に巻き込まれないという軍事的な歯止めをかけて、憲法解釈で制限をかけていたところ、その制約を外し、自国が攻撃されていなくとも他国が攻撃されたときに反撃できるようにしたわけです。

このように、「普通の国」への脱皮という傾向があるのですが、この括りでは足りなかつたかもしれない。本当はたぶん「普通の国」へというだけじゃなくて、日本自体はゲームチェンジャーと言つたら言い過ぎかな、ライアビリティってどう訳すかな、何か日本自体がリスクになつていく感じがあるんですよ。

これはジャパンリスクとでも言っておきましょう。どういうことかというところ、謝罪疲れの延長上に、今まで謝ってきた反省みたいなものを逆回転させてしまつている。それから、日本自体が

普通の軍事強国に戻るといふ認識が広がる。

今までは、中国の興隆というのは大したことない時代できていたわけですから、核を持つたりしたときはそれなりの脅威感があったんですけど、今のようにはシリアスではなかったんですね。アメリカがやや腰引け気味になってきて、日本にどういふ根本的な構図の変化があるかというところ、簡単に言うとも、今まではアメリカ主導のけんか、戦争に「巻き込まれたくない」という構図なんです。その「巻き込まれたくない」症候群から、「巻き込まれたくない」症候群へ。つまり、「アメリカ主導の戦争に巻き込まれてあげるから、アメリカさんよ、あなたも私たちの地域紛争に巻き込まれてね」という、「巻き込まれたくない」から「巻き込まれてあげる」という、相当異なる構図に変わってきているのだろうということなんです。

これは近年の国家安全保障、周りが変化してきたというだけじゃなくて、その周りの変化に合わせて、日本も相当構図を変えてきている。日本自身が、リアクティブな反応をしながらゲームチェンジャーになりつつあるところがあるわけです。

非伝統的「安全保障」問題（補論Ⅰ）

補論の話は非常に簡単に言うと、今、ずっと国家安全保障といって、「国家」とわざわざ付け

ているのは、安全保障って本当はいろいろなんですよ。多種多様な安全保障というのがあって、ここに「非伝統的な安全保障」と掲げましたけれども、例えばテロとか、あるいは金融危機とかエネルギー危機とか、地球環境変動とか感染症。最近、アフリカではエボラ熱で散々なことになっているんですけど、あるいは移民、難民の世界。こういったものを最近では安全保障の話として、カウントしようという学説上の流れが非常に強くなっていますね。

それは、やや人間の安全保障みたいな全然違う安全保障の捉え方と関係するんですけども、一人一人の視点から見ると、例えば昨日の土石流で住んでいる基盤が根こそぎ生命ごと流されてしまう。そういう問題、そういう恐れがあるみたいな脅威感と、北朝鮮からミサイルが降ってくるみたいな恐怖感というのは、自分たちの生命、財産、尊厳みたいなものが脅かされるという意味においては、変わらなかったりするわけです。

もちろん自然相手のものと人間相手のものだから違ったりする。病気相手のものと人間相手のものは違ったりしますし、二酸化炭素が相手のものと人間や国家相手のものは違ったりするんですけど、こと生命、財産、尊厳の基盤を揺るがし得る脅威から考えていくと、安全保障というのは裾野の非常に広いものです。だから先ほどからずっと「国家安全保障」というふうにくくっているのは、安全保障は実はそれだけじゃないということです。

今日は、「安全保障いろいろ」という話はしません。鳥インフルエンザがどうだとか、日本の国債の残高とかで我々の老後の資金が一瞬にして消え得るとかそういう脅威感については一切語らないことにして、国家安全保障に焦点を当てます。そういう意味での日本の戦後の国家安全保障というのがどういう構造になったのかというふうに考えるのが、次のセクションです。

戦後日本の国家安全保障構造

こういう言い方には違和感がある人がいると思うんですけども、これを一括りにすると、「九条＝安保体制」と言えると思います。どういうことかという点と、憲法九条の下で戦後日本というのは、先ほどの政経の教科書じゃないですけど、平和主義に徹して生きてきたところがあるわけです。一発の弾も撃っていないというのは言い過ぎかな。不審船には撃つて、あれは沈めて殺してもいるんですけども、あれはでも海保ですよ。

戦後日本の軍隊がいわゆる敵に対して弾を撃つて、一人として殺したことはない。イラクあたりところでひき殺した例はあるとも言われているらしいんですけども、大事なのは、憲法九条の下で戦後日本が平和主義に徹してきたこと。これが一つです。それから同時に、九条の下で、比較相対的にですけども、非核含めて、軽武装のままきたわけです。これが一塊^{ひとかたまり}としてあるわ

けです。

ところが、これで「日本は素晴らしい」というふうを考えるのが九条護憲派の人たちの典型的な考え方だと思っただけでも、実はこの九条というのは、日米安保体制と相互依存、相互補完、裏表、ワンセットだったんだらうということなんです。それが「九条＝安保体制」という言い方です。

つまり日米安保体制というのは基本的に軍事安全保障を米（軍）に外部化して、アウトソースというんですか、請け負わせて、そこはそこでつもない核を含めた重武装だったわけです。これが裏表になって、日本の戦後の国家安全保障をなしてきたのだからということでもあります。

吉田茂首相の名を取った「吉田ドクトリン」というのは、これがいいんだという戦後日本の生き方みたいなものですね。実際、例えば吉田首相というのは朝鮮戦争のときに、日本は再軍備しろとアメリカから圧力が来ると、いやいや、九条がございまして、平和主義がございまして、実はそれはあなた方が下さったものじゃないですか、そんなことはできませんとか言つて、すごく再軍備を軽微なものにしようとしていったわけです。

その裏側には、アメリカが基本的に軍事安全保障を担うということになっていたわけで、自衛隊というのは警察予備隊として出発して、それはアメリカの重武装とセットの、比較対的に言

うと軽武装でずつときた。

違和感があるんじゃないかというふうに言ったのは、基本的に戦後の革新——社会党が典型ですけれども、九条支持で護憲というので来たわけでありまして、それに対して保守というのは安保支持ということで、激しく対立していたわけですから、実はこれは九条の平和主義系武装と日米安保の米軍軍事安全保障重武装というのはセットだから、その全体というのはコップの中の嵐だったりするわけです。

これは冷戦後で終わったという議論もあるんですけども、私自身が面白いなと思って見ているのは、二十一世紀になっても、大多数の日本人は実はこれを支持しているんじゃないかと思うんです。安倍さんはたぶんこれが嫌いでしょう。この「九条＝安保」のセット。安保は維持するつもりなんだろうけれども、その中で「普通の国」の日本が重武装で、普通に戦争できること。米軍は血を流すけど日本は血を流さないみたいな言い方に典型的に表れますけれども、普通に血を流している国にしたいのだろうと思うんですね。それは別に積極的に流すという意味じゃなくて、流せるようにする。そういう体制をつくるという意味では「九条＝安保」と少し異なる志向をお持ちだろうと思うんですが、そういうチャレンジは別方向からも来る。たとえば、宮台真司さんってご存知ですか。比較的リベラルな天才的な論客がいますけれども、彼なんかも重武装し

てアメリカから自立すべきだと説くわけです。意外かと思われるかもしれませんが、そういういろいろなところから、右からも左からもチャレンジが来るんですけども、大多数のサイレントマジョリティーというか、中枢のというか、日本の多くの方は、これは朝日新聞の去年の調査ですけれども、「九条を変えない方がいい」というのがマジョリティーで、これは今年、増えたのかな。安倍さんの集団的自衛権の理論というのが逆に作用したんだと思いますが、ともあれ過半が、これは朝日の調査ですけれども、支持している。

じゃあ、その反対の「安保というのはやめろ」というふうに言っているかというのと、もつと多くの人たちが、八十一パーセントの人たちが安保維持。九条も安保も両方とも維持したいんですね、大多数の日本人というのは。これが面白いところで、これはある種の戦後日本の遺産なんじゃないかと思います。ややシニカルに解釈すれば、お手軽に、コストをあまり掛けずに、日本の安全が確保できる。米軍という番犬様が警護してくれて、自分たちはお手軽に安全が確保できる。そういう感じなんじゃないかという気がしますけれども、日本人は両方とも好きなんです。

より包括的な構造は…（補論2）

つまり「九条＝安保体制」というのは、声なき声ですね。大多数の声なき声は、この「九条＝安保」

が好きなんです。セットものとして好きなんです。このセットものの罪は何かというと、九条護憲派は平和主義を誇りに思っています。それは誇りに思っていないんですけれども、ところがそれが核を含めた重武装の安保条約によつて裏打ちされていて、もつと罪なところは、その安保条約のコストを沖繩に押し付けるということ。

だから本当は「九条と安保」のデュアルセットではなくて、トライアングル。「九条と安保と沖繩基地負担」というのが、三角形でもつている。そういうシステムで、本土——北海道も含めてですけれども——「九条と安保」派というのが、「私たちは平和主義で当たり前前で、誇り高い」と、手を洗った気になっている。

これは結構罪でして、今回、八巻本の『日本の安全保障』を編むときに、一番大変だったのが実は沖繩の話なのです。それについては基本的に本土の人間は鈍感なんです。沖繩戦で島にそのときいた人たちの半数以上が死亡ないし行方不明になっているわけです。とてつもない激しい戦闘の後に、米軍がブルドーザーでやつて来る。土地を奪われて、全面的に基地になったわけです。

それだけじゃないんです。戦後、本土にもたくさん基地があつたんですよ。それが、砂川闘争とかいろいろあつたわけですけど、基地闘争があるたびに沖繩に基地が移動していくわけです。

本土から消えただけじゃなくて、それが沖縄に集中していく過程というのが戦後史なんですね。

それで一九七二年まで、それはアメリカの占領下だったわけでありまして、そこに沖縄の恨みもあるし、先ほどの「人間の安全保障の観点」からすると、そういう米軍基地が目の前にある中で、騒音なんていうものじゃないですよ。爆音。それから性犯罪のようなものが、日々、押し付けられる。そういう構造になっている。十分脅威なのです。それを沖縄に集中させておいて、「九条＝安保」で本土はハッピー。そういう構図になっているわけです。

もつとえぐいのは、最近の歴史研究で、これは古関彰一さんという人の研究を引いておきましたけれども、憲法九条というのができていく過程、これはリアルな政治過程ですね。戦後、一九四五年、一九四六年あたりを追うと、何が起きているかというところ、要するに先の昭和天皇が「開戦の詔勅」というのを出しているわけですから、十分な戦犯になり得たわけですね。今で言う宮内庁の人たち、その当時、昭和天皇の周りにいた人たちというのは、この戦犯というのをどうにかして逃れなきゃいけないという発想で、いろいろな工作をするんですよ。それが最近、文書とかで出てきて、どういうことかと言うと、九条を差し出して、もう非武装になりますから、頼むから天皇に戦争責任を負わせないでください、と。

これはえぐいですよね。えぐいというのはどういう意味かと言うと、さっきの沖縄の話と掛け

合わせましょう。そうすると、沖縄というのは行かれたことがある人がたくさんいると思うんですけれども、奄美大島くらいまでは、だから薩摩、島津支配の間接的な影響で、天皇制の支配構造というのがそこくらいまでいくんです。

ところが沖縄、琉球ですね。琉球というのは、天皇制の支配が最も及ばなかったところですね。そこにコストを押し付ける。その裏側というのは九条ですね。九条は一体何のために差し出されたか。天皇制を守るため。とすると、これは恐ろしい構造で、さつきトライアングルと言いましたけれども、実は四角形なんです。「九条＝安保＝沖縄＝天皇制体制」なんです。これはたぶん戦後日本の隠された最大の国体です。

つまり、九条というのは平和主義、軽武装。それはだけど日米安保の重武装によって裏打ちされているわけですね。その重武装の裏打ちというのは、実は米軍専用基地・施設の七十四パーセントが沖縄に集中している。その沖縄は実は天皇制の支配が最も影響の及ばないところで。けど、そのもともとの平和主義の戦争放棄という九条のところは、天皇を守るためにマッカーサーに差し出された。そういうものでもあったという話なんです。

これは非常にえぐい戦後史なんだろうというわけでありまして、ここの罪みたいなものを頭に置きながら、日本の国家安全保障を考えなきゃいけない。

国家安全保障の二重構造

今の具体的な話というのを頭に置きながら、やや原理的というか、国際政治の理論、そんなことは知ったことじゃないやという話かもしれないですけども、国際政治の学問というのはこういうふうに整理するんですよ。

どうやって国家安全保障、国家の安全を保障するんですかという話ですね。その前提なんですけれども、それは高度な象徴的相互作用だと言えるんですけど、例えば日本に千発の核ミサイルを張り巡らせて、国中を基地にして「はい、これで安全」。安全保障というのは、実はそういうふうにならない。その日本の軍備というものを韓国が、北朝鮮が、中国がどういうふうに認識して、それに対してその中国、韓国、北朝鮮が、ロシアでもアメリカでもいいんですけど、そういう隣国、他国が、それをどう認識して、じゃあ、それに対してどういう対処をしましょうか。永遠にこのやりとりなんですな。

相手の意図と能力というのをお互いに推し量りながら、これくらいなら安全だろうという施策を永遠に積み上げてやりとりしていく。お互いになす施策というのが、そのたびにシグナルとなっ

て相手側に伝わる。これの永遠の相互作用の中で、安全保障という領域が成り立つんですね。

だから物理的にむちゃくちゃにすごいものを積み上げたからって、絶対安全になるかという
と、そうではないんです。それが相手方の脅威感をさらに呼び起こして、とてつもない軍備競争
をお互いに競り上げるようにしてやっていくみたいなことも大いにあり得るわけで、それを「安
全保障のジレンマ」といいます。自分たちではすごく防御的に、自分たちのことを守るためだけ
に積み上げていく施策が、相手国からすると、ものすごい攻撃的な脅威になって見えるわけです。

例えば北朝鮮の核ミサイルは我々にとつて脅威に思いませんか。彼らの主観的な意図として
は、金王朝の独裁体制というものをどうやって維持するかという、極めて防御的——「我々を攻
撃しないでね。核を持っているから。攻撃したら攻撃し返すよ」という、彼らにとつては防御的
な施策が、我々にとつてはものすごく脅威に感じる。

こういうもののお互いのやりとりの中で、安全保障はできてくるんですね。すごく単純に二分
すると、「威嚇シグナル」と「安心供与シグナル」の二つなんです。

威嚇シグナルというのは簡単で、もしあなたが攻撃してきたら「もつとひどい目に遭わすよ」。
そういうやつです。核抑止って覚えてますか。核抑止って、日本は核を持っていないだけだ
けども、核がなくても抑止は成り立つんですが、とにかくにも、もし攻撃をしてきたら、例えば

尖閣を占領したら北京を火の海にしますよ。例えばの話ですよ。仮の話です。そういうことによつて、相手の攻撃を思いとどまらせる。これが抑止というんですね。

もつと防御的な抑止もありますけど。例えば、今、南西諸島に軍備を増強している。もし手を出したら、その場で結構痛い目に遭うよ。攻撃的な抑止というのは、もし手を出したら、もつとひどいことを課すよ。それが威嚇シグナルで、それによつて安全を保障しようとする。

もう一個は、安心供与シグナル。「ひどいことはしません、もう攻撃しません」というシグナルを送る。このことによつて、向こうが安心する。そのことによつて、自分たちが攻撃されなくなる。お互いに安心。だから、さっきの競り上がりの反対が起きているんですね。この二つがあります。

日本の国家安全保障シグナル

「攻撃したらもつとひどい目に遭わすよ」という威嚇は、例えば日米安保なんかはそういう機能を持っています。九条というのは実は安心供与シグナルなんだ。もうちよつと詳しく言うとな、「九条Ⅱ安保体制」というのは、九条と安保が相まって、対外的な、政府としてのシグナルを送っていた。ある種の信号として送っていたんですね。

まず日米安保というものは、日本自身を軽武装にとどまらせる。「ビンの蓋」という言い方はひどいんだけど、日本自身が何か主導して軍事力を行使するというのをアメリカ軍が抑えているというのが「ビンの蓋」なんですけれども、その反面、重武装は基本的にアメリカに外部化して、アウトソースしているわけです。日本自身は軽武装にとどまっている。日本自身が主導して軍事力を行使しない。そういうシグナル。もう一つは、「本当にやってきたら米軍がひどい目に遭わせるぞ」という。核なんかはそうですね。その分、日本は核武装しないで済む。

それに対して、憲法九条というのは、「平和主義に基づいて専守防衛に徹し、他国を攻撃しません」、そういうシグナルだったのです。これは両方共が、日米安保というのは実は威嚇シグナルでもあったんだけど、日本を軽武装にとどめておくということを含めて言えば、安心供与シグナルの面もあるし、憲法九条というのはまったくもって安心供与シグナルを発しているわけです。

中国だって、最近ですよ、日米安保に文句を言い始めたのは。ずいぶん長らく、「日米安保は日本の勝ちな軍事行動を抑えていく」という、そういうものだとして認識していた。だから、ある種、日米安保というのは安心供与シグナルでもあったのです。そういった安心供与シグナルの下で、日本はさらに九条で和解シグナルを送っていたんだと思うんですね。

戦後日本の和解シグナル（補論3）

その上で、きちんと、右も左も認識しないとイケないと思うんですけども、日中共同宣言なんかも「中国国民に重大な損害を与えたことについて責任を痛感し、深く反省」、河野談話「従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたって癒しがたい傷を負われたすべての方に対して、心からお詫びと反省の気持ち」、村山談話「アジア諸国の人々に対して、多大の損害と苦痛を与えました。私は、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」。こういった形で、「過去にひどいことをしました。これを痛切に反省して、も



うしません」と。九条の下で、さらに歴史的な和解を積み重ねてきた日本というのが実はあるんですね。これだけじゃなくて、多くの政治家の妄言がありますから、それがすごく複雑にさせますけれども、こういう「きちんと謝罪してきた日本」もいるわけです。

結びに——九条は日本の安全を保障するか——

議論の時間をたくさん取りたいので、今まで話したことを簡単にまとめると、九条というのは日米安保条約と相まって、「日本から主導して攻撃しない」というシグナルを発してきたんだなということですよ。これは戦後、積み上げてきた和解シグナルとともに、この「九条＝安保体制」というのは、地域の安全、ひいては日本の安全に寄与してきたということですね。

憲法九条って、戦争放棄をうたい、国権としての交戦権を否定し、自衛のための軍隊を含め、軍隊は持たないという話になっていますから、それはある意味で、普通の主権国家ではないんですね。「普通の国」路線というのは、つまりそういうものの制約というのを取っ払っていく路線なわけですけれども、それは今まで九条が日米安保とセットであれ、送ってきた安心供与シグナル、これを取っ払うことを意味しますね。

「普通の国なんですから軍隊を持ちましょう」「戦争もできるようにしましょう」。交戦権とい

うようなですね。そういうものにしていくと、高度な象徴作用ですから、相手方にどういうふう
に受けとられるのかというのを含めて、日本の安全を考えなければいけないですね。普通の国な
ので、戦争ができるようになるので、「昔みたいになるのかもしれない」という話になると、先
ほどちらつと言った「安全保障のジレンマ」が生ずる。

つまり、自分たちは何か「中国が興隆するからもうやばい」「北朝鮮が核ミサイルをやつてい
るかもしれない」「軍拡させて、普通の国にならせて」と、非常に防御的に日本は発想している
つもりでいる。だけど、そういう一見防御的な措置についての相手方の取り方はまったく変わっ
てくるわけですね。安心供与シグナルの反対になっていく。

だから、非常に端的にまとめると、中国の興隆というのはある種の客観的な事実としてあるん
だけども、北朝鮮の核とかも含めて、そういう地域安全保障の問題というのを、今まで日本が
安心供与シグナルを含めて積み上げてきた「九条Ⅱ安保体制」の下で、その延長上でどうやつて
緩和をしていくのか。これがきつと課題なのだろうと思うんですね。

これをどうやったらいいいのかというのは結構難問ですけど、取りあえずここはこれくらいにし
ておいて、付け加えたいものが一つあります。「プラス沖繩」。

なぜか。「九条Ⅱ安保体制」の蓄積の延長上で、現在、中国の興隆を含めて、迫りくる地域安

全保障の問題というのをどうやって緩和するのかという問題を立てたときに、「九条Ⅱ安保」というのはある種、前提なわけですね。それがもつ安心供与シグナルが、日本の安全に寄与すると考えるからなんですけれども、もしその「九条Ⅱ安保体制」というもののコスト負担が、さつき申し上げたように沖繩に偏重しすぎてとあり続けるのならば、その体制というのはおそらく脆弱なもの、長続きしないものになるんじゃないか。

ですので、安倍政権は日米安保——沖繩負担を構造化して、強化して、辺野古に新しく基地を増設することで、威嚇シグナルに依拠しすぎている点は問題なわけですが、他方で、もし「九条Ⅱ安保体制」みたいなものを前提として、平和シグナルを送り、安心供与シグナルを送りながら、地域安保の問題に対処しようとするならば、リベラルは、同時に国内の沖繩の問題ということについて、真剣に考えなければいけないのだろうというふうに考えているわけです。

大幅に時間を超過してしまっただけなんですけれども、いったん休憩を入れて、私の感じでは、一つ、二つ補足するかもしれないんですけど、基本的に皆さんと議論をしたいというふうに思ってきたので、その休憩の間にぜひ弾を込めて、休憩後にいろいろ撃っていただけだと思います。

補足

最初に、「九条の盲目的墨守」という言い方をしたんですが、もうちよつと説明すると、例えば九条がなくなったら、日本が戦後、積み上げてきた平和主義はどうしましょう。九条という文言があるから平和主義でいるのか、平和主義があるから九条というものに命脈を与えられてきたのか。

僕は九条というのは改正される可能性があると思っています。言い方を変えると、たとえばそのような事態が起きても、粘り強く安全を維持できるというのはどうということなんだろうと考えているんですね。今日、お話しした話というのは、九条の安心供与シグナルというのを強調したお話ですから、九条の「ある種の効用が安全保障上ありますね」という話ですね。

安全保障というのは相手がいる話だから、それだけで安全が保障されるのとはまた違う話です。例えば自衛とかいうのは、それはそれで固めた方がいいんだらうくらいに思っていたりするんですが、ともあれ九条に「ある種のポジティブな効用があります」という話をしたわけですから、万が一、九条に修正の手が入ってしまうというときに、その後にも日本の安心供与シグナ

ルがどうあるべきか考えなきやいけないと思うんですね。隣国がいる限りは。

全世界が統一されるなら話は別ですけど、主権国家があつてそれぞれが交戦権と軍備を持つているのですから、なかなかそういうふうにならないでしょう。そうすると、「九条という文言があるから」というのではなくて、なくても平和や安全保障を考えられる頭とか思考が必要なんじゃないか。そういう意味で言つたんです。それが補足の一。

補足の二は、まったく変わるんですけれども、先ほど、日本が九条の下で、例えば日中共同声明、河野談話、村山談話という形で、あれは三つの大きな例なんですけれども、ほかにもたくさんあるんですね。小泉総理も、結構謝つています。橋本総理もそうです。村山談話を最初に継承したのは橋本総理ですよ。それで自民党の歴代内閣も継承するようになっていった。これはイギリス式に言うと、不文憲法なんです。踏みしめ積み上げてきた日本自身のステップなんですね。それを再検証するというのは、本当に「何だ？」ということなんですけれども、何でこんな話をしたかという、私は「謝罪疲れ」というのにもある種の客観的な傾向があるような気がしているのです。「実際、日本は謝ってきたじゃないか。何だ、中国と韓国あの態度は」。実は私はこれは分からないわけじゃなくて、何だろうなあと思うときがあるんです。私自身。

よく最近、いろいろなところと呼ばれて、つい最近だと「日韓政策対話」という両方の北東ア

ジア課長が出てきて、あとは有識者が並んでいるんですけど、今、複雑骨折しちゃった日韓関係について考えるみたいなのをやるんですけども、「日本はちつとも反省していかない」という感じで畳み掛けられるとき、「何だ」という気になるわけですね。

日本サイドを見ると、とりわけ左翼の人たちが多いんだけど、それはそれで立派な人たちなんですから、「日本の謝罪は不十分だ」と、「反省が不十分だ」と、「見る、あの右翼の政権を、見る、あのヘイトスピーチを」という話になるわけです。これはこれで一面では大事で、日本の内省というか、つまり自分で自分を振り返るみたいな、そういうものは大事なんですけれども、同時に私が危惧を覚えるのは、「謝ってきた日本」というのをフェアにとらまえてくれない。そのこと自身が、日本人のある種、自尊心を傷つけていて、余計「ちくしょう」みたいな話になる。これは私はすごく不健全だと思っているんですね。

「日本が積み上げてきた和解シグナルというのをフェアに評価してくれ」と、「こう言っているじゃないか、ああ言っているじゃないか」と言い直すようにしています。良心的な韓国の人は、それを分かってくれる。良心的な中国の人がごくわずかながらいて、この間、我々も公共政策大学院の教授として二カ月お招きした元人民日報の馬立誠さんなんかは、「日本は十三回も謝っている、もう謝らなくていい」なんていう、そんなようなタイトルの本まであります。「日本はも

う謝罪しないでいい」みたいな。まあ、それはまったく中国では受けないんだけど、そういう人もいます。それはそれで大事で、日本がきっちり謝ってきたところはフェアに評価、自分たちでフェアに評価してあげないといけない。向こうも評価しなきゃいけない。

その上で、私は謝罪とか反省は十分だったとは思っていません。例えば慰安婦の問題なんかについては、政治的に見ても、日本はもう孤立無援ですね。アメリカもそっぽを向いています。つい最近も、国連の委員会が日本の対応を批判した。残っている方は五十人くらいですか。政治的に計算しても、これは打算の上でも解決すべき。正しくモラルを考えれば、先ほどの河野談話がいのように、「心身にわたり癒しがたい傷を負わされた方々」がいるわけで、彼女たちに対して「心からお詫びと反省の意を申し上げる」。これは十分に通用し、心に刻むべき日本自身の内省、反省だったのだらうと思うわけです。

こういう形にしなきゃいけないし、実際、この河野談話と並行して、アジア女性基金というものを組織して、政府のみならず民間からも募金を募り、台湾、フィリピン、インドネシア、それから忘れてはいけない韓国の六十人くらいの方々に、二百万円だったかな、内閣総理大臣のおおびの文章も添えて、お渡ししているわけです。

でも、百五十人とか二百人残っていて、そのうちの相当の人たちが亡くなって、今、五十人く

らい残っているわけです。ここのところは、その方々が生きておられる間に心からおわびというのと反省の気持ちを形にする必要があると思っっているわけです。

実は日本国政府はある程度の行動をしていて、これは民主党政権時代ですけど、三点セットとこののを提示しているんですね。この間、つい最近出した本で、山口二郎さんとそれから中北浩爾さんが民主党政権を検証していて、いろいろな人にインタビューしています。そこにも出てくる話ですけども、こういうことです。

内閣総理大臣が、もう一回おわびする。ソウルにいる日本の大使が、慰安婦の人たちに直接会って、おわびをする。それからもう一つ。赤十字とかそういうところを通じて、日本国政府のお金がお見舞金として慰安婦の方々にわたる。基本的にこの三点セットで、その後もちよつと手を変え、形を変えたりするんですけども、何回か韓国政府と話している、前の李明博大統領は「これだったら呑めた」というふうに言ったと。私はそのインタビューに加わったことがあるんですけど、野田政権のときの官房副長官の斎藤さんがそうおっしゃっていました。

李明博が「これだったら呑めた」と後で言ったというんですね。だけど、大統領府の役人がストップしたのか、向こうの外交通商部でストップしたのかよく分からないけれども、ストップしちゃって、そのまま独島・竹島訪問しちゃうって、もつとぐちゃぐちゃになっちゃった。

非常に不幸なことです。日本が慰安婦について国家責任を認めない以上は、そういうやや迂回した形になるとは思いますが、まだやれることはもつとあるはずなんです。強制労働についてもそうです。企業レベルで和解している人たちがいる。そういう謝罪や反省をする余地はまだあるんじゃないか。

そういう謝っている日本もいるというふうには、不十分だけど謝っている日本もいるというの少し日本国内でも、あるいは中韓の方でも認めるべきなのではないか。そういうふうには、そうしないと長続きしないというふうには、この先も足を踏み出しにくいんじゃないかと思えますね。

だからだらしやべっていると、あと三十分になりましたので、弾を込められた方、お願いします。

質疑応答

質問者1 独断と偏見に基づいた発言になってしまっていますが。バランス・オブ・パワーという言葉があります。私はこの言葉は古くて新しい世界の平和、あるいは国家間の均衡を保つ定義だと考えております。バランス・オブ・パワーで実際、今の世の中は、世界は成り立っているんだと考えているわけです。そういう前提に立って考えるときに、憲法九条——日本人は憲法九条は素晴らしいと、金科玉条のごとく、世界に向かって今まで叫んできたのではないかと思えます。

しかし、考えてみますと、近隣諸国、名指して、中国や韓国、北朝鮮ですけれども、果たしてこれは日本の持っている憲法九条をどんなふうに見たり、あるいは評価しているか。私は勘ぐりますと、日本はいつまでも憲法九条をそのままずっと持ち続けてほしいと。それが逆に自分たちの国に対する安全保障になると彼らは口に出しているかどうか知りませんが、考えているんじゃないかと思っております。それから先生が、今日、おっしゃいました「安心供与のシグナルとして九条が作用しているんだ」と、「そのことによつて約束と和解ということが相手と成り立つ」と。

しかし、世界の歴史の上で、条約でさえも簡単に破棄する国があるわけです。例えば日ソ不可侵条約というのがあったわけですね。あれは簡単に破られているわけですよ。そういうことを考えますと、九条のシグナルというのは果たしてどれだけの効果を持っているんだろうかと。それによつてむしろ安心しているのはほかの国の話なんです、日本じゃなくて。ですから、憲法九条は中国や韓国からしますと、「爪を抜いた虎」を飼っているようなもので安心だと、こんなふうになるんじゃないかと。これが私の独断と偏見ですが、いかがでしょうか。

遠藤

ありがとうございます。日本が「爪を抜いた虎」であるというのは、私はいいいことだと

思っていて、それは「自分たちから戦争しない」ということなんですよね。それはおっしゃる通り、中国あるいは韓国からしても安心のもとだと思います。

問題は実はあるんです。あるのは、やっぱり中国だと思うんですよ。日本と韓国の間で戦争というのには実は考えにくい。北というのはまだ暴発する可能性がありますので、これもウオッチする必要がありますと思うんですけれども、最大の問題は中国ですよね。これは一筋縄ではない国でして、言わずと知れた一党独裁の国ですよね。十九世紀あたりに自分たちが失ったというふうな彼ら自身を感じるものをどこかで回復したいと考えている。それが実際には二十一世紀になって現状変更の行動として現れてくることになるわけでありまして、一党独裁と、ある種の現状変更の行動の組み合わせというのは、これは要ウオッチななだと思います。

ただその上で、勢力均衡の話もされたので、九条の下でも勢力均衡は可能だし、実際勢力均衡をしてきているんですよね。それはどういうことかという点、これは九条護憲派の人たちというのはあんまりそういう機能は認めないと思うんですけど、先ほど私が出した枠組みでいうと、九条って安保とセットで、例えばそれこそ北京から見ると日米というのは完全にグルに見えているわけですね。オバマ大統領は「尖閣というのは日本の施政下なので、それに対して攻撃されたら日米安保の発動の対象になる」と明言した。そういうものを含めて、中国という勢力に対して

日米の勢力が対抗してある程度均衡している状況、これというのは今までもあったし、米軍の軍事的な優越性ということも考えれば、これからもそう簡単にはなくならない。今日は、九条「だけ」で日本の安全が保障できるかという題名にはしなかつたんですね。九条と安保がセットで私は日本の安全というのは相当程度守られると考えております。

「ちよつとだけ踏み込んでうちよつと言うと、先ほど中国というのが一党独裁の下にあつて、彼らが昔の現状回復を図ろうとすることで、今ある現状を破壊するという組み合わせは要ウオツチだという話をしましたけれども、さば読みといいますか、シミュレーションをしますと、私は中国共産党が尖閣を取りに来るという可能性つて非常に低いと思います。

それはどういふことかというところ、尖閣は、沖繩本島から相当遠いですが、中国本土からも結構遠いんですね。今、現場の人たちが恐れているいろいろなシナリオがあるんですけども、一番リアルなシナリオというのは、武装漁民と言うんですけど——実は服の下に人民解放軍の階級章か何かあつたりするかもしれないけど——漁民の格好をした人がわーつとなだれ込んでくる。それが漁民の格好をしながら、尖閣をある種、占領するというシナリオですね。だけど、仮にそれが起きたとしましょう。起きたとすると、あの遠い中でその人たちをどうやって食わすんですかね。そうすると補給が必要ですね。ずっと補給し続けなきゃいけない。そうすると当然制海権、

制空権の話になりますね。これを日米相手にずっと維持するというのは相当な至難ですよ。

これで例えば日本だけだと、それこそ「九条と自衛隊だけ」だと、たぶん日本は劣勢です。沖繩に今、第四世代の戦闘機つて二十機ぐらいしかないんですね。今度四十機にすると書いていますけれども、それでも向こうは百六十機ぐらいありますので、練度が低いとは言っても軍事つていうのは数がモノを言うところがありますので、そこだけで考えると厳しい。ただし九州からの援軍とか、海上自衛隊の優秀さみたいなものを組み合わせると、互角ぐらいにまで持っていけるんじゃないかと思えますけどね。ともあれ、それにプラスしてアメリカがいるわけですから、それは簡単じゃないですね。

そうすると、上陸させた武装漁民が、制空権、制海権を取られて、ごそつと日本あるいはアメリカとの連合軍に連れていかれるシナリオ、これを中国側としては考えなければいけない。そうすると北京の中国共産党の思惑から相当外れて、相当敗色が強くなりますね。自分たちの目的は達せられなくなる。つまり、「占領し続ける」という目的ですね。

僕が念頭に置いているのは、一九八二年のフォークランド紛争です。アルゼンチンからするとイギリスの占領下にあるマルビナス諸島、イギリス名でいうフォークランド諸島がアルゼンチンの軍事政権によって奪取された。そのときはマーガレット・サッチャーの政権ですけれども、空

母をくり出して再奪回しちゃった。その後、アルゼンチンの軍事政権は倒れるんですね。奪取しに行ったときには圧倒的な国民的な支持を受けるんですけども、負けた途端に「何だ、あいつら」という話になる。これは相当リスクいな。

中国共産党というのはわんさか問題を抱えていて、川が緑色だとか、空気が吸えないとか、油が油でないみたいな話ですよ。格差というのは日本の比じゃないですし、私なんかが訪ねていった中央党校という中国共産党のエリートトレーニングする敷地のすぐ裏に大きなスラムがあつたりするわけですね。驚きましたけれども、そこに行くとな舗装なんかもさかれてなくて砂利で、トタンみたいなところで、地下学校と地下教会みたいなものがあつて、昔の中国のドキュメンタリーとかに出てくるお尻の空いた半ズボンをはいて走り回っている子供が本当にそこにいるんですね。北京の中央党校のすぐ裏ですけれども。これは大変だなと。

そのような問題がある中で、そういう人たちにサンタクロースのようにいろいろな経済的な成長の配当をあげないと政権が持たない。民主的な正統性はないですから。民主的な正統性って考えてみると相対的に楽で、合つていようが、正しかろうが、正しくあるまいが、自分たちで選んだからこれには従おうねという、これは比較的にわかりやすい正統性ですよ。それがない中国共産党というのは自分たちがとりわけ経済的な利益を配達して回ることで、やっと勝ち得たよう

な、そういう正統性というのは非常に脆弱なんです。それが尖閣で負けたりなんかしたときの中国国民の間の残念がりようというのはたぶん計り知れないものになる。そこまでのリスクをきつと冒さないだろうというのが私の見方です。

結論的に言うと、九条だけで日本の安全が保障できるとは実は私も思っていない。安保とセットで相当に勢力は均衡している。その上で実は日本人がオブセッションというか、頭の中に巣くっちゃっているような、「尖閣をどうするんだ」みたいな話というのはどこまでリアルな根拠があるのか、疑わしいことではないかと思っています。

質問者1 だけど、革新派の人たちは、「九条は守る、安保は破棄だ」と、こう言っていますよね。これはどうします？

遠藤 古い人たちはそうですね。

実は逆もあるんですね。つまり鏡映みたいなことで、「九条は破棄して安保は守る」と言っているわけですよね。私は両方大事なんじゃないかと言っています。それが日本の安全を保障しているんだと。実は九条護憲派と、自主憲法であれ安保派であれ、わりと声が大きい人たちは

そういう話になるんですけど、サイレントマジョリティー、声なき大多数の日本人はこの九条と安保をセットで実は好きなんじゃないかというのが私の仮説です。

質問者2 質問が二つあります。一つは第一次大戦、第二次大戦のきっかけをつくったドイツですね。ユダヤの虐殺、ポーランドの虐殺、いろいろありますが、現在EUのリーダーである、そして世界から尊敬されている国なんです。同じ敗戦国なのにそういう形です。それに対して日本は周辺諸国から警戒されていると。この国際的な評価というのはどういうふうに考えればいいのかというのが第一点です。

第二点は憲法九条にもありますが、非核三原則「持たず、作らず、持ち込まず」。ところが一九七〇年代にアメリカ、それにイギリスもありますけれども、九十三パーセントの濃縮ウラン、それからプルトニウム、これを日本に持ち込んでおります。そういう形で九十三パーセントを五百キロぐらい持ち込んでいますから、原子爆弾を作るとしたら二十基作れます。それだけのものを持ち込んで研究させているわけです。ところが今年の三月、核サミット、核セキュリティーサミットというのがオランダのハーグで行われました。それでオバマ大統領は安倍首相に「戻せ」ということで食い付いて、安倍首相がやむを得ず輸送することになりました。これは一九七〇年

から考えれば四十数年持っていたわけですね。ここで憲法九条が「非核三原則」でないということが分かりますし、それで戻せということもアメリカでさえ安倍首相の「戦後レジームの脱却」ということに対して不信を持っているわけです。こういうことの結果であり、非常に孤立しているのではないか。この二点についてご説明いただきたいと思います。

遠藤 ドイツのアナロジーで日本を考えるとというのは、さつき補論で日本の和解シグナルの話をしたときに、言おうか言うまいか迷っていたので、提起していただいてむしろ感謝しております。これはちよつと話し始めると長くなっちゃうので、ややかいつまんだ形になるんですけども、確かに結果だけ見ると、ドイツと日本というのはある種、戦後の反省における名声度みたいなものに雲泥の差があるような気がするんですけども、私が先ほど話した中核的なメッセージは何かというのと、「反省している日本もある。それをフェアに評価しましょう」ということでしたね。私は「ドイツとの比較」というのが結構このフェアな評価に悪影響を与えていると考えている人間なんです。

私自身、ヨーロッパの専門ですので、本当に話し始めると長くなるので自己規制しなければいけないんですけども、ドイツがしたことというのは——これはちよつといろいろな誤解を生む

気がするので気を付けて話さなきゃいけないんですけれども——ある民族の抹殺です。これは弁解しようのないことなんです。その弁解しようのないことについてドイツは弁解しなかった。これは偉いと思います。だけど、考えてみるとユダヤなんですよね、本当に許しを請う相手は長い間。

ポーランドの虐殺という話をされましたけれども、ポーランドについては植民地支配をして、ビスマルク時代に教育言語としてポーランド語なんかを抹殺して、三つに分割もして国をなくしちゃって、一番そのアナロジーが利くのが日本の場合の朝鮮ですね。日本の帝国支配とドイツのポーランドというのはとても似ている相似形なんです。ここについてはドイツは相当謝罪を渋り、和解を渋り、自分たちは普通のことをしたという意識を長らく引き継ぎ、実は日本と同じなんです。それでも九〇年代末に至って、有名な「未来財団」というのをつくって、ポーランドの強制労働については企業がお金を出して、大統領が日本語でいう「遺憾」みたいなことを表明した。しかしながら国家責任は一切認めずに、財団をつくってそこで和解をしているわけですね。

ここをもう少し考えなきゃいけない、弁解し難いユダヤ人抹殺というのは、アナロジーで日本に当てはめようとする、日本はそこで何をやったか——もちろん七三一部隊から体系的な差別から、いろいろひどいことをしましたけれども——ある民族をここで集団的にガス室

で抹殺しようとしたかどうか。それとはさすがに違う。いくら何でも悪にはやっぱりグラデーシオン、段階があつて、どんな刑事法でも、どんなペナルコードでも、ある段階は付けるわけですね。ナイフを意図して買ったのか買ってないのか、そこにあつたナイフを使ったのか使つてないのか、いろいろな段階を付けるわけですね、悪のジャッジで。

日本はドイツにおけるポーランドと同じような帝国支配をし、ひどいことをし、ドイツと同じようにジグザグしながら、だけどそれなりの反省を積み重ねてきていて、その部分については十分だけでも、フェアな評価をすべきなんじゃないかと考えているわけでありませう。それが一点目ですね。

二つ目、これはちよつと複雑な問題だと思ふんですけれども、日本が孤立しているかどうかという最後のところからすると、僕はまたちよつと違う感触を持っています。これはまた中国と韓国とうまくいってなくて、場合によつてはロシアともうまくいってない。中国と韓国とうまくいってないことについては、日本のそれこそ国家安全保障上、必要な相手なので、私はこれほどうにかして是正すべきだと思つている残念な状況です。

しかしながら、例えばこの三年で最も進展したのは——二国間関係というふうにきちんと言えないんですけれども——例えば日台関係。こう言うのは台湾というのは小さい国に見えますけれど

ども、ばかでかい国が隣にあるからそう見えるだけで、二千二百万人いるわけですね。これはヨーロッパの文脈にしますと、オランダよりも大きかったりするわけでありまして、非常にそれなりに経済的にも重みがある。「国なからぬ国」みたいなものですけれども、そことの関係はこの三年間で非常にいいんですね。フィリピンもそうです。

忘れていけないのは、護憲派の人たちが目の敵にする日米関係って、僕は実は独仏が一番近いんじゃないかと思ってるんですね。どうということかというのと、独仏の間ではいまだに歴史問題って実はあるんですね。だけど彼らは便宜上の結婚とこのをしていて、ユニオンですね。安全保障から経済から、いろいろな計算ずくで、ある種ユニオン、結婚をしているわけです。本当はいろいろあるんですよ。実は日米もそうできて、突き詰めると、例えば原爆の問題とか、あるいは捕虜の問題とか、パールハーバーなんかもそうですね。いろいろな歴史問題って実は日米であるんだけれども、安全保障から経済、いろいろな利益計算の中で日米安保とこのをやっている。

先ほど僕はこういう言い方をしたんですが、「日本と韓国」というのは「ドイツとポーランド」で、帝国植民地関係なんですね。独仏というのは同じような対等な主権国家同士で、それが三度にわたって十九世紀の末からけんかをして、今、和解に至っていると。日本とアメリカというのも、ちょっと沖縄の問題が今あるので、なかなか難しいところなんです、一応対等な主権国家

同士として戦って、実は歴史上の問題はあるんだけど、便宜上の結婚をしていて、その中で本当はあるはずの歴史問題がテーブルの下に隠されて、非争点化されている状況ですね。

私は、これはこれでくさすようなものでないと考えておりました、「日本は孤立しているんじゃないか」というのは、アメリカの安倍政権に対する嫌疑というんですかね、そういうのはあるんですけども、にもかかわらずアメリカが認識する北朝鮮だとか中国の問題があつて、最終的にはやっぱりそうした問題が日本との同盟の維持にはね返ってくるころがあるんですね。それが正しいかどうかは別として、彼らなりの計算があつて日本に返ってくる。日本の孤立と言ったときに、やっぱりそこまで考えないと、日本が拠つて立つ立場というのが必要以上に不利に見えるのではないかと私は考えています。

核に関する疑義はおっしゃる通りだと思つておりました、すでに持つていつたウランなんかも、プルトニウムは散々たまつていまして、これはこれで考えなきゃいけない、周り中から疑義の目で見られている、そういうものですね。これは再処理の話とかかわるので実は深刻な問題だと思つています。

質問者3 二つお願いします。一つは「九条Ⅱ安保体制」のことなんですけど、憲法九条の下

の平和主義、軽武装化というふうに文面が続きますが、「憲法九条下における軽武装」というのは、憲法九条が自衛権を認めているという、合憲であるという、そういう前提のフレーズのようにも見えるし、あるいはほかのところでも先生のお話を聞いてみますと、どうも違憲のようなムードもある。そのところがどうもはっきりしない。そこをはっきりさせていただいて、その上で、二〇〇五年に岩波の『世界』の六十周年の記念講演、記念シンポジウムがありまして、坂本義和氏が基調講演を行いました。そのときに坂本さんは「憲法改正必要なし」と、「自然法によって我々には自衛権があるし、自衛隊を持つことができる」と言って、独特の防衛構想を打ち出しました。先生の場合は軽武装という言葉は九条合憲という認定の下に出てきたのか、そうでないのか。出てきた場合にはその根拠は何かというところを明らかにしていただきたい。これが一つです。

それからもう一つは、九条というのは天皇の戦争責任忌避のための挿入である。この挿入の主語が明らかでない。これは当時の日本側の担当者による挿入という意味なのか。例えば幣原喜重郎の挿入であるという見方なのか。しかしアメリカが挿入したと、アメリカの制約の下に憲法ができたというのは通説のようですね。そうしますと、私の質問は要するに非武装が、日本国の憲法の場合にはアメリカによって非武装という九条ができて、戦後七十年間変わらぬ。

それとの比較で言いますと、先ほどドイツの例が出ていましたが、ボン基本法のスタート地点

では非武装ですね。ところが五年たつて彼らはそれを変更ではなくて、規定の変更ではなくて補充であると。すでに基本法においては最初から武装の含意はあります。だから一九五四年の場合には変更ではないんだと、補充であると言つて、武装に転じた。その武装に転じたドイツ国民の意識というのはちよつと私には想像がつかないんです。では現在、ドイツの一般の人たちは自分たちの憲法が武装国家を保障しているということについてどんな意識を持っているのかと、そこをちよつとご説明いただきたい。

遠藤　ありがとうございます。自分の頭が活性化されてとてもうれしく思います。すべてにクリアな答えがあるかちよつと自信がないんですけれども、最初の自衛権と、それから自衛隊の合憲性ですね。これは非常に大変な問題なんですけれども、私自身は坂本義和氏の言う自然権というのの一つの道筋だと思えます。

もう一つの道筋は違う言い方になると思うんですけども、不文憲法的な意味での憲法的なプラクティス（実践）の積み重ねですね。あるいはさらに、憲法の条文から、例えば「前項の目的を達成するため」という条文から「自衛隊の存在というのは法的に合憲だ」というふうにする人たちもいるわけですし、坂本氏のやり方もあるわけですし、あるいは実際に積み重なってき

た比較相対的な意味での軽武装ですけれども、そういう徐々につくってきた自衛隊の在り方を国民が支持していると。これは大文字の「Constitution」、じゃないんですけれども、小文字の「constitution」のいろいろな積み重ねですね。こういう形、いろいろなアプローチがあり得るわけですが、私自身はいずれにせよ自衛権と自衛隊というものの自体を憲法の文言から否定して違憲であると言い切るつもりはありません。

そういうふうにされる方がたくさんいます。例えば一緒に『日本の安全保障』を編んでいる水島朝穂さんなんかは典型ですね。彼は自分では違憲だと思うけれども、自衛権も否定する人間だけれども、取りあえずそれをかっこに入れて、政府解釈をじつと追跡し、それに基づいて今回の集団的自衛権は違憲とされてきたと、そういう言い方をされてきて、本当は自衛であろうとなかろうと交戦権は違憲だと思つているというような立場表明されている方ですね。

私は例えば世界がある種のジャングルでなくなつて、ほかの国家の軍事力というのが無意味化されて、何らかの形で、例えば国連の下の集団安全保障とか、そういう形で無力化されて、そういう状況であるならば、自衛権自身が意味をなくしていくというシナリオというのは考え得ると思いますけれども、残念ながら、主権国家体制というのは変わらない。それぞれがそれぞれに対して狼であり得る。それに対して国連のシステムが根本的なメスを入れていく力はまるで持つて

ない。とくに常任理事国に対しては。そういう状況において自衛権を否定するというのは、私は自分自身が取り得る道ではないと考えています。その正当化の根拠をお聞きになつていたのかも知れないんですけども、私はそれはいろいろなやり方があると思つておりまして、自衛権自体は否定する必要はないし、私自身もするつもりはないです。

二つ目はドイツの武装についてでしょうか。いくつか言わなきゃいけないと思うんですけども、一つにはやつぱり、彼ら自身は戦後の彼らなりの「民主主義に対する強い思い」みたいなものがあつて（これは日本自身も自信を持つていいんじゃないかと私なんかは思つてるんですけど）、実は再軍備もしたし、集団的自衛権も日本よりはるかに前に認めているし、いろいろな節目があるんですけども、ユーゴの件なんかもそうですが、ハーバースマスが反対した件ですね。だけど、それなりに自分たちの民主国家に対する歩みに対して誇りがあつて、現在彼ら自身が武装しているということについて何か不思議な感触を持つているという印象はないんですね。

それがどういうメカニズムで起き得たのかというのは、相当歴史的な話になると思いますけれども、一つには冷戦ですね。これは警察予備隊のプロセスと非常に似ていて、実際に朝鮮戦争が起きて、アメリカが西ドイツ自体の軍備が必要とし、その中で実現してきたものがあるわけで、それがアデナウアーがうまい形で利用して、おっしゃる通り補充という形で対処したわけなんで

すね。それについて彼らが今、違和感があるという印象はないです。

質問者 4 慰安婦問題に関して三つの条件で、総理大臣と大使と、それから赤十字を通してのお金を出すということやれたら受け入れられたかもしれないという状態があつたけれども、結果的に李明博の言葉にかかわらず受け入れられなかつたと。だけど、道徳的にも政治コストにおいても解決すべきとおっしゃったんですけど、それと同じことをもう一回やっても、やっぱりどこかでつぶされそうな気がするのです、どういう方法が具体的にあるのか。あと、一個人としてそのために何か手伝えることって、どうすればより効率的に手伝えるのかなということ。以上です。

遠藤 最後の一個人というところが一番難しそうです。それはにおいて、私は、どうしても日本が国家責任を認める気がしないんですよ。これは外国の人が誰も理解できない「広義の強制性」と「狭義の強制性」があつて、その話つてみんな外国の人は「何を言っているんだ」という感じで笑っちゃうんですけども、よくよく話を聞くと財務省の人たちがお金を出

すときに、要するに税金を出すわけですね。国家がしでかしたことから支払う用意があるわけですね。例えば水俣とかそういうのも含めてやっているわけですね。それはだけど「国家責任を認めるときにお金を出す」というものになるわけで、慰安婦の制度というのを国家が運営していたのかどうかという非常に法学的な思考で判断するらしいんですね。私はその壁は崩せないと思っていて、ボトムでは政府の人たちはそう思っているんじゃないかと考えているのですが、慰安婦の人たちはそう思っていない。その中で国家責任と認められて、事実上の和解シグナルのぎりぎりのさっきの三点セットだったんだらうと思っんです。

それはさっきのドイツーポーランド関係とパラレルですよ。ドイツ国家はポーランド人の強制労働について一切の国家責任を認めてないですよ。それは財界が出した基金によって払っているわけで、大統領が謝罪らしきことをする。それとパラレルですよ。もし国家責任の話をする、多分揉めて、解決に至らず、その間にたぶん五十人ちよつとの方々、亡くなっちゃいますよ。

一九六五年の基本条約もありますので、韓国政府の人たちにもその三点セットのやり方でいいんじゃないと思っっているんだけど、実は自分たちで、韓国国内でそれをしっかりと受け入

れさせる自信がない。そこは今の安倍政権が三点セットを提示するかどうかというのと同じくらい大きな壁ですね。だから来年の七十周年、プラス、日韓基本条約十周年というのをどういうふうにデザインするのか、これは非常に大きな問題だと思いますけど、ちよつと私は悲観的です。

司会 それでは時間になりましたので、これをもちまして第四回の講座を終了させていただきます。遠藤先生、ありがとうございました。